

私たちの町を、 自分たちの手で きれいに



河川伐採

道路伐採

地域の美化活動にご協力をお願いします

～道路・河川の伐採作業について～

佐賀県では、伐採作業を通し、地域のコミュニティ形成や道路、河川などに愛着を持っていただくため、地元住民の方々などに委託を行っています。

現在、行政区だけではなく、地元有志により結成された会などと委託契約を結んで、伐採作業を行って頂いています。

実施対象

<道路伐採>

佐賀県が管理する道路で比較的交通量が少ない区間

<河川伐採>

佐賀県が管理する河川(一部伐採していない区間があります)

委託内容

伐採作業を希望する範囲の面積に応じ算出した作業費用と一定額の障害保険料^{※1}を加えた額で自治会など地元代表の方と委託契約を行います。委託をお願いする伐採回数は原則年1回ですが、伐採する範囲によっては、年2回の伐採をお願いする場合があります。

作業等内容

- ・草の伐採・・・草刈り機などによる伐採(除草剤の使用はできません)
- ・集草・・・伐採した草が飛散したり、川に流れないように集める
- ・処分・・・河川の維持的な伐採では現地焼却^{※注2}が可能です。

周辺状況により現地焼却ができない場合は、集積できる場所(区の共有地等)に搬出^{※3}してください。

伐採作業の範囲、回数、時期など詳細な契約内容や安全具の貸出^{※4}(作業看板や反射ベスト)など詳細については、作業する市町を所管している土木事務所にお問い合わせください。

※注1 伐採作業に従事される方は、必ず障害保険に加入していただき、伐採作業に伴う怪我などについては、加入された保険にて対応してください。
なお、現地焼却に起因する民地への延焼など伐採作業に伴い第三者へ被害が出た場合は、受託者で対応をお願いします。

※注2 現地焼却の際は、事前に所管消防署に届出が必要です。

※注3 搬出の費用は計上します。

※注4 貸出数に限りがありますので、その際はご了承ください。

佐賀県 所管事務所連絡先

該当市町名	連絡先	
	名称	電話番号
佐賀市、多久市、小城市	佐賀土木事務所	0952-24-4345
鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町	東部土木事務所	0942-83-4176
唐津市、玄海町	唐津土木事務所	0955-73-2861
伊万里市、有田町	伊万里土木事務所	0955-23-4151
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤土木事務所	0954-22-4184